

## 第9回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年3月22日（月）午前10時

場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

### 次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

4 議 題

(1) 報告第1号 農地法第3条の規定による許可について

(2) 報告第2号 土地改良事業参加資格交替について

(3) 議案第1号 農用地利用集積計画について

(4) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

(5) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

(6) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

(7) 議案第5号 非農地証明願について

(8) 議案第6号 農地法第18条第1項第5号の規定による届出について

(9) 議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

(10) 議案第8号 農地法第3条第2項第5号に規定する「別段面積」の設定について

5 出席委員（17名）（法律第27条第3項規定）

1番 津久井 勝之                      2番 笹沼 保治                      3番 秋本 則夫

4番 瀧田 歌子                        5番 佐藤 孝                        6番 唐橋 洋子

7番 助川 悦夫                        8番 阿見 芳                        9番 高瀬 隆至

10番 郡司 裕一                        11番 屋代 幸子                      12番 森 隆道

13番 荒井 一夫                        14番 越沼 良                        15番 鈴木 賢一

16番 相馬 和恵                        17番 木村 光一

6 欠席委員 なし

7 本会に出席した職員

(1) 農業委員会事務局長              長谷川 淳

(2) 総括主幹兼農地調整係長          海 野 計 洋

(3) 農業振興係主査                    長谷野 まさえ

(4) 農地調整係主査                    須 藤 義 尚

(5) 農政課農政係主査                  渡 辺 智 志

8 傍聴人 なし

### 開会の宣言

午前10時 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（省略）

事務局（長谷川 淳） それでは、第9回農業委員会総会に入ります。はじめに、会長のあいさつをお願いします。

議 長（荒井 一夫） <あいさつ>

本日の出席委員は17名であり、定足数を満たしております。ただいまから第9回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議 長（荒井 一夫） 異議なしの声ですので、議事録署名人には、16番相馬委員、17番木村委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局の長谷野主査をお願いいたします。

それでは議事に入ります。

報告第1号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（須藤 義尚） <総会資料説明 1ページ>

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に報告第2号「土地改良事業参加資格交替について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（須藤 義尚） <総会資料説明 2ページ>

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

次に議案第1号「農用地利用集積計画について」を上程します。

本件中に議事参与に該当する案件がありますことから、1番津久井委員、9番高瀬委員、10番郡司委員は退室願います。

<1番津久井委員、9番高瀬委員、10番郡司委員 退室>

議 長（荒井 一夫） はじめに事務局から説明をお願いします。

事務局（渡辺 智志） <総会資料説明 3～14ページ>

利用権設定等促進事業	計 71件
農地中間管理機構特例事業	計 9件
農地中間管理事業	計 4件

- 議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。  
<挙手なし>
- 議 長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。  
本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。  
<全委員起立>
- 議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第1号は、原案のとおり承認することといたします。  
議案審議終了により1番津久井委員、9番高瀬委員、10番郡司委員入室を認めます。  
<1番津久井委員、9番高瀬委員、10番郡司委員 入室>
- 議 長 (荒井 一夫) 次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は10件です。はじめに事務局から説明を願います。
- 事務局 (須藤 義尚) <総会資料説明 15～16 ページ>
- 議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。阿見委員。
- 現地調査担当委員 (阿見 芳) 去る3月17日、事務局とともに現地調査班第4班が現地調査を行いましたので、代表いたしまして調査結果をご報告いたします。  
ただ今の農地法第3条の規定による許可申請10件について、地元推進委員及び事務局からの報告により調査、検討した結果、何ら問題は無いと思われまます。以上ご報告いたします。
- 議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。  
<挙手なし>
- 議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。  
本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。  
<全委員起立>
- 議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。  
議案第2号は原案のとおり許可することといたします。  
次に議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は5件です。はじめに事務局から説明を願います。
- 事務局 (海野 計洋) <総会資料説明 17～21 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。阿見委員。

現地調査担当委員(阿見 芳) 調査結果についてご報告いたします。

番号1と2は同じ申請人で、駐車場を目的としたものです。番号1は、原町公民館の裏になりますが、公民館の駐車場が不足しているために、また番号2は、墓地が隣接してありますが、そちらを利用する際に現在は路上駐車等をしているようです。この後の議案で5条申請がありますが、その申請が許可されて宅地化されると交通量も増え、路上駐車は今まで以上に迷惑になるため、申請に至ったようです。

どちらも用途地域に指定されておりますので、問題は無いと思われま

す。  
番号3の運動場及び番号4の駐車場は、当該社会福祉法人の建物及び駐車場に隣接しており、第2種農地でもあることから許可することに問題は無いと思われま

す。  
番号5はこちらから行きますと国道461号線の右側になりますが、その国道から中に入ったところにあり細い道路沿いです。その細い道路と申請地の高低差がかなり有り、農業用機械の乗り入れがしづらいようです。これを解消するために盛り土をして農地改良をするものですので、問題は無いものと思われま

す。  
以上ご報告いたします。  
議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<相馬委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) 相馬委員。

相馬 和恵委員 番号4についてお聞きします。事務局から駐車場ということで説明がありました。私も現地を見たら、しっかりと駐車場になっていて、始末書もあるということですが、番号3、運動場の転用がなければ、この駐車場についても許可手続きは取らなかったのではと思っています。なぜ、最初に駐車場にしたときに申請がなかったのでしょうか。事務局で分かっていたら教えてください。

事務局 (海野 計洋) 申請者が社会福祉法人ということで、以前は農地法の適用を受けないで農地の売買等ができました。本農地はその適用除外のときに、法人所有になっていましたことから、今回は4条の申請になるのですが、悪意はなかったのではないかと考えています。

議 長 (荒井 一夫) 他に質疑はありませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願

ます。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第3号は、原案のとおり許可することといたします。

次に議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は10件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (海野 計洋) <総会資料説明 22～31 ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。阿見委員。

現地調査担当委員 (阿見 芳) 調査結果についてご報告いたします。

番号1は第1種農地ではありますが、分家住宅ですので問題は無いと思われま

す。番号2は転用面積が広いことが気になりましたが、申請地の南側は細長く官地があるため、分筆しても残った農地は耕作がしづらくなるだけでなく無道路地になってしまいます。さらに、申請者はトラック運転手でもあり、広い駐車場が必要とのことですので、問題は無いと思われま

す。番号3は田淵電子工業の道路を挟んで西側ですが、第3種農地でもあり問題は無いと思われま

す。番号4は第1種農地ですが、分家住宅ですので問題は無いと思われま

す。番号5は市道南大通り線から少し南側に入ったところで用途地域の指定は無いようですが、申請面積のうち98%が第3種農地ですので問題は無いと思われま

す。番号6は国道461号から北に入ったところで実家に隣接しております。用途地域に指定されておりますので、問題は無いと思われま

す。番号7は野崎駅西土地区画整理事業区域内の土地ですので、問題は無いと思われま

す。番号8は国道294号沿いの西側で第1種農地ですが、いわゆる分家住宅ですので問題は無いと思われま

す。番号9は国道461号から細い道路を南に入ったところ。太陽光発電設備設置のための一時転用許可申請ですので、問題は無いと思われま

す。番号10は議案第3号の1番、2番と同じ区域、同じ土地所有者です。用途地域に指定されておりますので、問題は無いと思われま

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、申請番号1番から9番までの9件については原案のとおり許可することとし、また、10番については許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第4号は、申請番号1番から9番までの9件については原案のとおり許可することといたします。また、10番については許可相当とし栃木県農業会議に意見を求めることといたします。

次に議案第5号「非農地証明願について」を上程いたします。申請件数は2件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (海野 計洋) <総会資料説明 32～33 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。阿見委員。

現地調査担当委員 (阿見 芳) 調査結果についてご報告いたします。

番号1はテニスコートとして使用していた形跡は見られるものの山林化しておりました。

番号2は住宅の敷地及び庭となっております。

両申請とも20年以上経過しており、また農地に復元は非常に困難と思われるので、証明することに問題はないと思われます。以上ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第5号は、原案のとおり証明することといたします。

次に議案第6号「農地法第18条第1項第5号の規定による届出について」を上程します。事務局から説明願います。

事務局 (海野 計洋) <総会資料説明34ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報

告願います。阿見委員。

現地調査担当委員（阿見 芳） 調査結果についてご報告いたします。

新宿及び蛭田の奥の土地の（１）については、営農されていたものの、手前の土地の（２）については、資材置場となっております。

いずれにしても、事務局の説明にもありましたが、賃借料を支払わず借り人が行方不明である以上、届出を受理することに問題は無いと思われれます。以上ご報告いたします。

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり届出書を受理することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第 6 号は原案のとおり届出書を受理することといたします。

次に議案第 7 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程いたします。事務局から説明を願います。

事務局 （海野 計洋） <総会資料説明 35～36ページ>

議 長 （荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。阿見委員。

現地調査担当委員（阿見 芳） 調査結果についてご報告いたします。

対象となる土地 9 筆について、営農されていることが確認できましたので、証明することに問題無いと思われれます。以上ご報告いたします。

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第 7 号は原案のとおり証明することといたします。

次に、議案第 8 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する『別段面積』の設定について」を上程します。事務局からの説明を願います。

事務局 （海野 計洋） それではまず初めに別段面積について説明いたします。農地の売買等による権利取得後の経営面積につきましては、原則として

北海道は2ha、それ以外の都府県は50aに満たない場合には農地法第3条の許可をすることはできないことになっております。しかし、その基準の面積は農業委員会が市町村の区域の全部、または一部について別段の面積を定め、これを公示した時には、その面積に緩和されることとなります。本市におきましては、平成25年2月の農業委員会総会で須賀川地区のみ下限面積を30aに設定し、同年4月1日からこの面積が適用されております。また、この下限面積については農林水産省の通達によりまして、修正の必要性を毎年検討することになっておりまして、今回もまた議案として提出するものでございます。

<総会資料に基づき読み上げ。37～38ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について原案のとおり設定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第8号は原案のとおり設定することといたします。

以上で本日予定されました議事の審議は、すべて終了いたしました。

次にその他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたら願います。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 皆さまから特にないようなので、以上で第9回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午前10時54分 閉会